

## 【参考】「平塚市立学校における授業中の児童死亡事件に関する検証報告書」概要

## 1. 本事件の問題点と事実、要因等に関する認定

本事件は学校の安全管理下における事件であり、被害児童には過失がなく、非がない。このことは民事・刑事裁判の判決においても認められている。

なお、本事件に係る刑事訴訟では、平成 28 年（2016 年）2 月 24 日に、加害者に対して有罪判決が出ている。また民事訴訟では、平成 29 年（2017 年）9 月 15 日に、加害者、平塚市、神奈川県に対し連帯して損害賠償金の支払いを命じる判決が言い渡され、それぞれ確定している。

| 本事件の概要  | 本事件の主な問題点                 | 本事件の主な事実や根本的、背景的な要因等   |
|---|---------------------------|--|
| 平成 26 年（2014 年）10 月 17 日、平塚市が設置する市立 T 小学校（以下、当該学校）において、 | なぜ、当該学校で発生したのか。           | <p>本事件の発生した当該学校の「正門」の前の付近は、交差点から続く「坂道」を経て行き止まりとなっており、後述するように教頭等の自家用車が駐車される等、「校地外」という認識が曖昧になっていた。</p> <p>当該学校は小規模校であり、被害児童の所属する第 6 学年も 1 学級のみで、後述する担任教諭の独断を可能にするような背景的状况があった。</p> <p>当該学校における校長、教頭、担任教諭等の安全管理に対する意識と組織体制が不十分だったこと。当該学校は学校保健安全法・同法施行規則にもとづく法的責務を果たしていたものの、校長と教頭は日常的に校地内外を巡回点検していなかった。なお、当該学校における「安全点検」については本事件の発生年度に限り「安全点検表」の所在が不明（理由は不明、実質的に紛失）となっており、公文書の管理上からも問題がある等、危機管理体制も不十分だった。</p> <p>後述する保護者等の自家用車による送迎状況の把握や、それに係るルールの周知徹底が不十分だったこと等、当該学校の交通環境に対する安全管理の瑕疵は、本事件を発生させた根本的的要因。</p>                               |
| 「図工」の授業中に、  | なぜ、授業中に発生したのか。            | <p>担任教諭の独断により、当初計画されていた「図工」（単元）の授業時間が大幅に延長されていた。当初計画は 8 時間だったがさらに 8 時間延長され、本事件は全体の 16 時間中 14 時間目に発生。</p> <p>「図工」の授業について、校長等は管理職として、「週案」等の点検と確認を通じた教育課程の管理が不十分だったことは本事件の重大な背景的要因。また、後述する通り、校長等は被害児童と他の児童たちが当該時間に危険な校地外で活動していたことに気づけなかったことも背景的要因。</p> <p>当該学校において校長、教頭、担任教諭をはじめ教職員の安全管理に対する意識が不十分だった。</p>  |
| 同校に在籍する小学 6 年生の児童（以下、被害児童）が「正門」の前で学習活動をしていたところ、         | なぜ、被害児童は正門の前で学習活動をしていたのか。 | <p>担任教諭が児童たちの要望に応えるかたちで、被害児童を含め 3 名の児童たちについて、危険性を認識せず「校地外」における学習活動を安易に許可したことが、本事件発生の根本的的要因。なお、他 1 名の児童は「西門」の外階段（厳密に言えば校地内）で活動していた。</p> <p>「正門」の前は「校地外」であるにも関わらず、担任教諭は「空き地」と捉えるなど、安全管理に対する意識が不足していた。また、当該学校においては「校外学習」の定義や捉え方等も曖昧だった。</p> <p>担任教諭は被害児童を含む児童たちに安全指導を行っていたものの、本事件の発生時、巡回指導をしておらず、教室で「図工」の評価に関する記録をまとめていた。</p> <p>被害児童が「図工」の時間に校地外（「正門」の前）の危険箇所 14 時間に渡って活動していたことについて、校長と教頭が気付かなかったことは本事件の背景的要因。また、管理職は他の児童たちが校地外で学習活動していることも認知していなかった。</p> <p>教職員のうち 3 名は被害児童が校地外で学習活動を知っていたが、安全管理上、問題として捉えておらず、管理職や担任教諭に報告等をしていなかった。</p> |

| 本事件の概要   | 本事件の主な問題点  | 本事件の主な事実や根本的、背景的な要因等  |
|--|--|---|
| 別の児童を迎えにきた保護者（以下、加害者）が被害児童のすぐ側へ自家用車を進入・駐停車し、被害児童の存在を認知していたにも関わらず、帰り際にそのことを忘れて自家用車を発進させ、それにより被害児童が轢かれ、かけがえのない命を奪われた痛ましい事件（以下、本事件）である。 | なぜ、加害者は被害児童を自家用車で迎えに来て、被害児童を轢いたのか。                 | <p>校長をはじめ当該学校として、校地外における交通環境に対する安全管理ができておらず、正門の前を含む校地外における保護者等の自家用車による送迎（来校）や駐停車に関する状況等を把握していなかった。このような当該学校の交通環境に対する安全管理の瑕疵は、本事件を発生させた根本的・背景的な要因（再掲）。</p> <p>当該学校は、保護者等による自家用車による送迎を含めた来校ルールを作成し、年度初めに保護者へ向けて周知していたが、その周知徹底の状況を把握していなかった。本事件の発生直前は保護者による自家用車による送迎が増加していたが、当該学校はその状況についても十分に把握しておらず認識していなかった。</p> <p>教頭等2名の教職員の自家用車が「正門」の前の右側のスペースに日常的に駐車されていた。このことにより、「正門」の前の付近の道路とスペースが「駐停車して良い場所」という保護者等の認識につながった可能性があり、重大な問題。</p> <p>加害者は当該学校がルールに示されていた事前連絡もせずに自家用車で迎えに来たこと。</p>  |
| そして、本事件後の当該学校及び平塚市、平塚市教育委員会（以下、市教委）等の対応により、被害児童の遺族に多大な精神的苦痛を与え、訴訟にまで至った事案である。  | なぜ、当該学校及び市教委等は、被害児童の遺族に多大な精神的苦痛を与え、本事件が訴訟にまで至ったのか。 | <p>校長は本事件に係る保護者説明会について、被害児童の通夜当日にそれに係る文書を遺族に渡し確認を求めたり、当初の開催日を被害児童の葬儀の日に設定したりする等、遺族の心情に配慮せず、遺族の十分な確認と同意をとらずに準備を進めたこと。また、このような校長と当該学校の対応について、市教委は十分な助言や指導等ができなかったこと。</p> <p>校長と市教委は本事件について、「交通事故」でもあるとの捉え方をしていたこと。また、校長は遺族に対して声を荒げて「学校の責任は一部です」と発言する等、遺族の当該学校に対する不信感を決定的にしたこと。</p> <p>校長と市教委は本事件について、学校の安全管理下の事件であるという根本的、本質的な理解が不十分だったこと。</p> <p>当該学校と市教委は、学校における児童生徒の死亡事件等への対応について意識と知識が不足しており、本事件の事実や原因等の究明に向けた調査について必要性を感じていなかったこと。そのため、遺族の本事件の発生当初から数度にわたる第三者調査を含む事実・原因究明に向けた調査に関する要望について応じなかった。</p> <p>校長と市教委の遺族への対応の中で、上記の校長の言動をはじめとして遺族が不快、不信感をもつような内容を含め、不適切かつ不誠実な対応が続いたこと。当該学校と市教委による遺族への不適切、不誠実な対応（特に遺族の心情に全く配慮していなかった校長の言動等）が、本事件が訴訟へと発展した根本的・背景的な要因。</p> |

## 2. 学校における事件等の再発防止と「学校安全」に向けた提言

- (1) 学校における事件等の防止に向けて 学校と市教委の使命感と法的責務の再認識
  - 「交通安全」に関する「安全管理」の徹底 本事件類似案件の防止に向けて
  - 教育課程の管理の重要性の再確認
  - 管理職・教職員等への「研修」の実施と「学校安全」強化月間（10月）の設定
  - 学校保健安全法にもとづく取組の徹底と改善
    - 「学校安全」の取組の組織的担保 「学校安全」担当の創設 …市教委事務局「学校安全」担当の設置 等
    - 「インターナショナルセーフスクール」認証に向けた検討
- (2) 学校における事件等の「事後対応」に係る体制の整備
  - 各校・市教委の「事後対応」の役割分担等の改善と明確化 「危機管理マニュアル」の作成と改善
  - 事件等の調査に係る調査・報告体制の整備 文科省「学校事故対応に関する指針」をもとに
  - 学校緊急事案における心理的支援の確認と体制整備 …学校緊急支援マニュアルの作成 等
- (3) 学校における事件等に関わる法体制の改善
  - 国への提言 学校の事件等に関する調査等の改善と法制化 …「学校保健安全法」の改正による学校における事件等の調査に係る法的責務の法制化 等
  - 県教委への提言 市町村教委等との協力関係の改善

上記の再発防止・改善策に係る提言のうち、市教委等が法令上の権限と責任の範囲内で取り組むことができるものについては、今後3年程度を目処に、市教委はその取り組み状況を点検、評価すること。